

情報や意見の交換などのリスクコミュニケーションについて定めました。



施策に関する提案



知事に対し、食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、制度の新設又は改廃など必要な見直しを行うよう提案することができます。

提案書の提出

千葉県食品等安全・安心協議会に意見を聴きます。

提案の内容、協議会からの意見の内容、県の考え方などを公表します。

県は、協議会からの意見を尊重して、県の施策について必要な見直しを行います。

● 提案の対象は、

- 食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、制度の新設又は改廃など必要な見直しについてで、
- × 食品の苦情など個別の事案について個別の措置を求めるることは対象になりません。
(例:○○スーパーで買った△△というお菓子に異物が混入していたので指導してほしい。)

※ 個別の事案については、最寄の健康福祉センター（保健所）や消費者センターにご相談ください。

● 提案書の様式は、ホームページ、県内の保健所などで入手できます。